

令和元年度 市民の声一覧(令和元年10月1日～令和2年3月31日)

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要	回答(対応)内容の概要	担当課
10月	子ども・教育	小学校入学前手続きについて	<p>上の子どもが、校区外通学許可基準の「留守家庭児童対策」要件を理由に、校区外通学をしています。</p> <p>来年度に下の子が入学するにあたって、校区外通学の案内文書に記載の「現在、校区外通学を許可されている姉兄がいるお子さまで、同じ学校に入学を希望する場合」に該当すると思いましたが、窓口では上の子どもと同じ許可要件での申請になると言われました。</p> <p>現在妊娠中で仕事を休んでいることを伝えると、育児休暇中である証明が必要のため、再度手続きに来て欲しいと言われました。</p> <p>案内文書に姉兄についての許可要件を確認する旨の説明を記載して欲しかったです、姉兄がいても保護者が仕事をしていないといけないのであれば、姉兄関係の許可要件はなくすべきではないですか。</p>	<p>弟妹のお子さまの校区外手続きに際しましては、兄姉にあたるお子さまの校区外通学の許可要件も確認させていただいております。</p> <p>例えば、上のお子さまが、保護者の方がお仕事の都合で自宅にいないため、放課後一時帰宅先の住所の校区に入学をされた場合には、弟妹の方の姉兄の手続きの際にも、保護者の方の勤務状況や一時帰宅先の方の住所等を確認しております。</p> <p>〇〇様の場合、当日お母様の就業状況の確認ができなかったために、再度ご来庁していただくことになってしまいました。</p> <p>校区外通学のご案内の内容につきましては、限られた紙面の中ではありますが、すでに校区外通学をされている兄姉の方についても、許可要件を確認させていただく旨の説明を付け加えるようにいたします。</p>	学校教育課
1月	子ども・教育	保育園を利用できる期間について	<p>保育を必要とする事由について、妊娠・出産の場合、産前産後それぞれ6ヶ月が保育を利用できる期間となっておりますが、これを育児休業の場合と同じように1歳に達する日の属する年度の末日とすることは難しいのでしょうか？ 同じが難しいのであればせめて1歳までに伸ばしてもらえないでしょうか？</p> <p>現在私は小学生から0歳まで5人の子どもを育てています。保育園には5歳、4歳の2人が通っており、もうすぐ産後6ヶ月になります。6ヶ月が経過すると出産理由から求職活動理由に変更しなければなりません、私としては本当は1歳前後を目処に求職活動を始めたいと思っています。</p> <p>求職活動理由では3ヶ月しか認められないため、もう少し子どもの成長を近くで見たいという自分の意思に反して求職活動を始めなくてはならないことに疑問を感じています。</p> <p>待機児童の問題があるとしても、4、5歳児に待機児童がいるとは考えにくく、逆に定員枠が少なく待機児童も多いであろう0歳児を早く入園させようとするにどんなメリットがあるのだらうと思います。</p> <p>正社員で働き育児休業を取得する人が多く、私のような状況の人は少ないかもしれませんが、産後6ヶ月で求職活動理由への切り替え、それも3ヶ月が限度、1回限りの延長でそれでも就職できなければ上の子たちが退園となる、というのは少し考えてしまいます。このままずっと働かないという訳ではなく1歳頃までは働いてやりたいと思う気持ちはおかしいでしょうか？</p>	<p>保育園は児童福祉法第24条第1項において、日中、ご家庭で保育ができず、保育の必要性がある状態の児童のための施設であると定められていること、保育園の利用には保育を必要とする理由がないといけなことが規定されています。</p> <p>その中で、妊娠・出産を理由に保育園を利用する場合、法律では産後8週間までが保育園利用の認定期限とされているもの、高知市では子育て支援の一環で、独自に産後6ヶ月までとしていること、就労中の保護者が育児休業を利用した場合、1歳の誕生日を迎える頃に復職をされることも多いことも踏まえ、産後6ヶ月を過ぎた後に求職活動を行うのであれば、法律に基づき3ヶ月を限度として保育園利用を認めており、求職活動を行っているものの就職できなかった場合は、面談の上状況を確認し、求職活動を理由とした保育園利用の認定期限延長(3ヶ月)を1回限り認めています。</p> <p>これにより、就労中ではない保護者についても、可能な範囲で育児休業中の保護者と近い取扱いとなるよう、産後最長1年間は在園しているきょうだい児の保育園利用を認めることになっていきます。これについては、子どもが乳児の間は保護者が傍にいてあげたいという思いに、制度の範囲内できる限り寄り添えるように取り組んでいるところです。</p> <p>下の子が1歳になるまでは傍にいたいという意見につきましては、保護者の思いを尊重したいのですが、現状ではきょうだい児の在園に影響が出てきます。</p> <p>その上で、今後もきょうだい児の在園を希望し、下の子もいずれは保育園へ入園させたいと思われるのであれば、下の子がいつの時点で入園できるかは希望施設の空き状況にもよるうえ、年度がすすむにつれて空き状況も減ってくることから、1歳まで傍にいたいという希望には添えない可能性もありますが、早くに入園申請をし、求職活動も行って、認定期限が切れるまでに就労開始できるように取り組むようにはいかかでしょうか。また、きょうだい児が在園している保育園は入園希望者が多数いる園であるため、場合によっては他園へ入園して就労開始し、様子を見ながら転園について検討することも可能です。</p> <p>何かご質問や疑問等あればいつでも保育幼稚園課へ連絡してください。</p>	保育幼稚園課
3月	子ども・教育	保育所等におけるマスク購入等の感染防止拡大対策に係る支援に関する要望	<p>当該事業につきまして、高知市の保育幼稚園課に問合せしたところ「今年度の予算がないため対応できかねる」との回答を頂きました。今回のコロナウイルスに関しては治療方法も確立していない状況で、またWHOのパンデミック宣言もなされた中で保育施設は運営を続けていることはご承知のことと存じます。この度、国は緊急にこのような状況を踏まえ当該支援を創出したものと考えます。市担当部署の「予算がないから」といった回答は、通常時期であれば致し方ないと思います。しかしながら、コロナウイルス感染の現状を鑑みると、子どもやその家族の命や必死になって働く保育士が少しでも安心してできる職場環境を守るためにも一日でも早く必要な対策を打たなければならず市長もお考えのことと思います。来年度では遅いのです。つきましては、当該制度に関して今年度中に購入した物品に対して今年度(それが難しければ来年度)での予算で対応してくださいようお約束を頂きたいです。そうすれば即日必要物品を購入し、一日も早くより良い保育環境を子ども達に提供できるのです。厚生労働省保育課に確認したところ、市町村に対応は任せられているとのこと。「高知市は子どものいのちを積極的を守る自治体である!!」と一市民としても専門職としても胸を張って言える自治体であると信じたい思いでいっぱいです。他の公務でもお忙しいところ申し訳ありませんが、早急に前向きな回答を頂けるべく、ご高配のほどお願い申し上げます。</p>	<p>日頃は、本市の保育行政に格別のご配慮をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ご要望のありました国の補助事業につきましては、令和2年3月10日の国事務連絡後、財政当局との検討段階において、予算の確保ができていない状況であり、事業実施が困難であるという判断となったことを、お伝えさせていただいておりますが、その後、高知県の新型コロナウイルス感染症緊急対策の予算対応を受け、再度財政当局と調整し、本市において当該事業を実施する方向で検討いたしました。</p> <p>しかしながら、国への追加申請の可否について令和2年3月16日の時点で厚生労働省に問い合わせたところ、他自治体からも同様の要請があり、一律にお断りしているとして、申請はできないと回答がありました。</p> <p>国から指示のあった期間内では、検討する時間が十分なく、本市からは、この国の対応に対し、令和2年度においても同様の事業を継続すること、そして、令和元年度中に購入した備品等に対して補助対象とするよう、厚生労働省に申し入れを行いました。さらに、高知県からも国に対し、同様の働きかけをしていただくよう依頼をしております。</p> <p>令和2年度の事業実施につきましては、国において調整中ということですが、すでに購入された備品等が補助対象となるか、現在申し入れ段階であり、ご要望どおりの対応が可能であるか、現段階では回答できかねる状況です。</p> <p>国からの通知等があり次第、ご案内させていただくこととしておりますが、お約束ができない状況であることを、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>※令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策に係る国補助事業の実施があり、補正予算対応により各保育施設等に対する支援を実施。</p>	保育幼稚園課